

課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン ～公認団体(準公認団体含む)・公認サークル版～(Ver.6.0)

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行い、対面による課外活動再開のための感染拡大の予防、および感染拡大防止を目的として策定しました。

所定の手順・手続きおよび対応を怠った場合、また本ガイドラインに違反する行動が見られ自主的な改善が確認できない時は、活動停止などの嚴重な処分を行います。

※本ガイドラインに記載されている内容について、疑問等があれば所属キャンパスの学生課に相談してください。また、やむを得ない理由があり、本ガイドラインに記載されている内容を遵守できない可能性がある場合は、必ず所属キャンパス学生課に相談するようにしてください。

感染対策責任者の設置

コロナ禍で感染防止を徹底するため各団体内で「感染対策責任者」を設置すること。

※原則として部長や顧問、監督等の指導者が担うことが望ましいが、学生でも可とする。ただし、新型コロナに感染したことや濃厚接触者になったこと等の情報は個人情報にあたるため、取り扱いに十分に注意し、部内外で不用意に情報を漏らすことがないようにすること。

責任者は以下の役割を担うこと。

感染対策責任者の役割

- ① 課外活動における感染対策を統括し、部全体で感染防止を徹底するよう指導する。
- ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時に、団体内の情報を集約し速やかに対応する。
- ③ 部内全体の連絡システムを構築し、有事には速やかに部員に情報を共有する。

活動準備期

- (1) 以下2点の記載内容を団体関係者全員が熟読し、内容を理解して活動再開の準備を行うこと。
 - ① 本ガイドライン
 - ② 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル
- (2) 活動への参加は学生本人の意思を尊重する。参加の強制、または活動に参加しないことで当該学生が不利益を被ることのないようにすること。
- (4) 本ガイドラインの内容を熟読するほか、所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインを参考にして、感染防止策を踏まえた「活動計画書」を策定すること。
- (5) 学外施設の利用にあたっては、当該施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用すること。
- (6) 有事に迅速に対応ができるよう、指導者も含めた部内の連絡体制を整えること。

活動時の感染対策（活動中、活動場所までの往復時）

1. 空気感染(エアロゾル感染)対策

(1)活動人数について

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を設定する
- ・活動が大人数になる場合は、少人数のグループに分けて活動するなどの工夫を行う

(2)マスクの着用と身体的距離の確保について

- ・屋内外を問わず「マスク」の着用は個人の判断に委ねるが、換気の悪い密閉空間で活動する場合や接触を伴うスポーツ系の活動をする場合、歌唱や楽器演奏等の空気感染のリスクが高い活動をする場合は、不織布マスクの着用と2m以上の身体的距離を確保することを推奨する。特にエアロゾル感染リスクの高い歌唱や管楽器演奏時は、ヴォーカルセーフティガードやブラスセーフティベルマスクの着用を推奨する。

(3)換気の徹底

- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、常に換気を図る

(4)飲食時の注意

- ・飲食時は、身体的距離を確保し、会話はしない

(5)移動時の感染対策について

- ・公共交通機関を利用する場合は、可能な限り不織布マスクを着用し、私語を控え、会話をしている人には近づかない
- ・貸し切りバスや車両等で集団移動する場合は、常時窓を開けるなど換気を行いながら移動し、可能な限り不織布マスクを着用する。また、飲食時等マスクを外した状態での会話はしない。

3. 横浜キャンパスリハーサル室の利用について

(1)換気の徹底

- ・換気が悪い場所のため、30分に一度10分以上の換気を行う。

(2)利用定員

複数名で同時に部屋を利用する際は、1m以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める。

- ・下記の利用定員を遵守すること。

リハーサル室1/2/3/4	定員 3名
リハーサル室5/6	定員14名
リハーサル室7	定員40名
リハーサル室8/9	定員 6名

4. 横浜キャンパスの部室利用について

(1)換気の徹底

- ・身体的距離を確保することが難しい場所のため、活動中は常時ドアと窓を開放し、換気を図る

(2)身体的距離の確保

- ・複数名で同時に部室を利用する際は、1m以上対人距離を確保できる人数のみの部室利用を認める

5. 合宿時や宿泊を伴う活動時の感染対策

課外活動団体が合宿や宿泊を伴う活動を実施する場合、「[コロナ禍における課外活動合宿／宿泊ガイドライン](#)」を遵守すること。

6. 学外者の入構を伴う活動における感染対策

- (1) 土曜・日曜・祝日および長期休業期間に限り、学外者の入構を伴う学内施設での活動を許可する。
- (2) 学外入構者に対しても、本ガイドラインに記載する感染対策を遵守徹底させること。
- (3) 学外者の入構人数は必要最低限とするが、施設利用日の 1 週間以上前までに各キャンパス学生課に事前相談のうえ、必要な手続きを確認すること。
- (4) 学外者の入構当日以降に新型コロナ感染者が発生した場合に備え、相互に情報を共有できる体制を構築しておくこと。

7. 飲食を伴う懇親会や交流会、食事会について

課外活動団体に飲食を伴う懇親会や交流会、食事会を開催する場合、これらの行為が集団感染のリスクが高い行為であることを十分に認識し、団体内で適切な感染対策を実施したうえで実施すること。

- ・発熱や体調不良時は参加しない。また、団体内で体調不良者の参加を強要しない。
- ・屋内外を問わず、換気のよい場所を実施すること。
- ・対面は避け、密にならないよう座席配置に注意すること。
- ・箸やグラスの使いまわしは避けること。
- ・食事中でも会話する際はマスクを着用すること。
- ・大声での会話や席の移動は控えること。

体調に関する対応

体調の管理体制の構築は感染対策責任者が行い、部員全体に対し指導する。

1. 体調不良時は、活動参加を控える

2. 日々の健康状態の記録(朝夕 1 日 2 回の検温を実施し、結果を記録しておくこと)および自身の行動履歴の記録(最低でも過去 2 日遡れるよう自身の行動を記録しておくこと)を取っておくこと(部内で感染者が発生した際に、感染者本人の健康状態や行動履歴を基に濃厚接触者を特定するため、必ず記録しておく)

3. 同時に 3 名以上の体調不良者が発生し、集団感染の疑いがある場合は、活動を一旦休止し、学生課へ報告する

※学生課と保健管理センターが連携し、状況を確認できるまでは、活動再開はしない

※状況により、自宅待機が要請されることがある

部員が 感染者／濃厚接触者／体調不良者 となったとき

「[新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の感染対策責任者対応マニュアル](#)」に沿って迅速に対応すること。

With コロナのお願い

正しい知識と「With コロナのお願い」に対する理解を深め、コロナに感染しない、感染させない、キャンパス内外で集団感染を起こさないよう、「新型コロナ Q&A」も併せて部員全員が必ず確認・徹底すること。

[新型コロナウイルス感染症特設サイト／神奈川大学 保健管理センター](#)